

「公有水面埋立てに関する取扱」の一部改正について

単位：平方メートル

用途別面積総括表

3) 権者の別	免 許 面 積						竣 功 認 可 面 積					
	免 許 面 積						住宅用地	工場用地	農用地	公共施設用地	その他	計
	用途	住宅用地	工場用地	農用地	公共施設用地	その他						
国												
公共団体												
その他												
計												

(注) 調査右半分の免許面積の欄には、様式1に記載した面積を、右半分の竣功認可面積の欄には、様式2に記載した面積を、埋立権者別、用途別に記載すること。

公有水面埋立法施行令の一部改正について

昭和六十二年政令第三五七号
建設省令第四二二号
建設省令第四二二号
建設省令第四二二号

公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令(昭和六十二年政令第三五七号)は、昭和六十一年七月十一日に公布し施行され、埋立地を他人に譲渡し、又は他人をして使用せしむることを主たる目的とする埋立て(以下「分譲埋立て」という)を行うことができる法人が満たすべき国等の公的主体の出資比率の要件について、地域の総合的発展に著しく寄与すること等の条件を満たす分譲埋立てを実施しようとする場合には、三分の一を超えないことをもって足りることとなった。これは、埋立事業において民間事業者の能力を活用する機会を拡大するための措置であるが、分譲埋立ての性格にかんがみ、地域の総合的発展に著しく寄与する等の条件を満たす事業に対象事業を限定することにより埋立地の処分、利用等が公的な意図に沿って行われることを確保し、かつ、法人の根本的な意思決定について公的主体が拒否権を確保することによって、埋立事業の適正な実施を図ろう

とするものである。したがって、本政令の施行に当たっては、この趣旨を踏まえ、下記の点に留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本改正は、環境保全への配慮等他の免許基準を奏するものではなく、環境に及ぼす影響等について慎重に審査すべきことは従前と同様であるので、念のため申し添える。

記

- 一 「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
 - (1) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。
 - (2) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であつて、埋立ての目的の達成が十分に確実であること。
 - (イ) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第四条の範囲その他産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。
 - (ロ) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第三十二条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。

- (イ) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第三条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。
- 二 「地域ノ総合的発展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
 - (1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿つて行われることが明らかな埋立てであること。
 - (2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。
- 三 「工事ノ竣功後三年内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確実ナルモノ」とあるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見直しを踏まえて判断すること。